

船橋市「市民協働の指針」(案)に対する意見について

1. 意見募集の概要

(1) 期 間

平成20年 2月1日(金) ～ 平成20年 2月29日(日) 29日間

(2) 応募者数等

・ 市民 : 4名 (19件)

(3) 提出方法の内訳(市民)

・ 郵送 : 0名 ・ Eメール : 2名 ・ FAX : 2名

2. 意見の概要と市の考え方

NO	意見の概要	市の考え方
1	<p>1. 指針(案)6ページについて 「地域づくりの担い手として、ボランティアやNPOなどの市民と行政が相互の役割と責任を明確にし、対等な立場で協働するパートナーシップによるまちづくりを進めることも求めています。」とありますが、商工会議所はその目的の一つに「地域まちづくり」を掲げ、会員各事業所等と協力して地域活性化に尽力している。単に「ボランティア、NPOなどの市民」としたとき、経済団体や事業所が含まれるのか不明確。</p> <p>2. 指針(案)8ページについて あらゆる主体の「市民」の中に商工会議所、商店会連合会などの経済団体を明記されたい</p> <p>3. 指針(案)5ページ③について 市民と行政をつなぐ地域組織とあるが、都市化や核家族化の進展による社会構造の変化が、地域的な人のつながりの希薄化を招き、地域住民の助け合いの意識を低下させている。自治会などの地区コミュニティは、世帯加入率の低下や活動担い手の固定化などにより、共同体としての機能が低下してきていると思われる。少子高齢化対策としての子育て支援事業など、企業や企業者の連帯である商工会議所も、地区コミュニティと協調して効果的な社会貢献活動への行政との結び付きが強化される地域組織とされたい。</p> <p>4. 指針(案)15ページ①について 行政パートナー制度について、行政と市民団体との二者間関係だけでなく、市民と企業とが行政と協力していく三者間での協働も考えられたい。</p>	<p>今回お示した指針(案)では、本市における市民協働に関する定義などを明らかにし、その中で、市民協働の担い手を「あらゆる主体」と表現し、その中でも「市民」については、個人、団体など「多様な主体」としております。このなかにおけるすべての団体について記載することは不可能であることから、一部の団体を例示するにとどめ、具体的には記載しておりませんでした。当然、経済団体や事業所もこの主体と考えております。今回のご指摘に基づき、市民協働の定義における「あらゆる主体」のうち「市民」の説明のなかで経済・産業団体を例示することといたします。</p> <p>本指針において、行政パートナーには、市民と行政をつなぐコーディネーター的な役割を担っていくことを求めています。市民の中には企業も含まれますので、ご指摘のような三者間の協働も考えております。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
5.	<p>指針(案)3ページについて</p> <p>「市民生活に最も身近な観点から施策の総合的な見直しを図り」とあるが、船橋市総合計画に基づく平成19～22年度の「船橋市実施計画」「生き生きふなばし」リーディングプランが策定され、重点施策や具体的な施策が策定されているが、この市民協働の指針により見直しが図られるのでしょうか。</p>	
6.	<p>リーディングプランとの整合について</p> <p>リーディングプラン(11)ふるさと心ぬくもりプランに ○市民参加を促進するシステムの構築 ○市民と行政との役割分担の明確化などが重点施策として挙げられております。この重点施策には、市民協働の指針に基づかない形ですでに重点施策として記載されています。船橋市実施計画19～22年においても「市民との協働により進むべき方向」となっていると思います。その中で連携する団体として商工会議所や社会福祉協議会など、具体的な連絡先として方針や施策に記載されており、以前からも地域の発展のために連動して活動している団体を、市民の一つの各種団体として割愛することなく記載するべきものと思います。市民協働の指針と総合計画に基づく実施計画自体が縦割り行政になっているのでは？計画相互の連携が具体性に欠けるのでは？</p>	<p>ご指摘のありましたリーディングプランは、船橋市総合計画における基本計画のリーディングプランであると思いますが、「市民協働の指針」の策定は、この総合計画を受けた事業計画の一環として、平成19年度事業において行うものであります。したがって、この指針によって見直しを図るのではなく、総合計画における基本計画を実施していくなかでの一つのメニューという位置づけと考えていただければよろしいのではないかと思います。また、すべての団体について割愛せずに記載することは不可能であることから、一部の団体を例示することとどめ、具体的には記載しておりませんことをご理解願いたいと存じます。</p>
7.	<p>指針(案)3ページについて</p> <p>行政に依存しない「自らも参画する公共サービスのあり方」とあるが、市民は行政に依存しているのではなく、市民は行政に信託しているのではないか。表現に疑問を感じる。</p>	<p>ご指摘のありました表現につきましては、適切な表現に改めてまいります。</p>
8.	<p>指針(案)8ページについて</p> <p>あらゆる主体には、個人の他、連携する団体に関係する各種団体の一語でまとめてよいか。</p>	<p>本指針において、市民協働の担い手について、すべての団体を記載することは不可能であることから、一部を例示するに留めた表記をいたしましたことをご理解願いたいと存じます。</p>
9.	<p>指針(案)15ページについて</p> <p>各部・各課に152名の市民協働推進員を平成19年1月に配置したとあるが、市には152名もの職員を配置する余裕があるのでしょうか。無駄な職員と思われます。</p>	<p>市民協働推進員は、新たにその職を担う専門職として雇用したのではなく、現在、各所属において担当職務を持って配置されている一般職員に市民協働推進員の役割も兼務させるものです。新たに職員の増員をする余裕のない中で、職員には負担をかけることになりませんが、必要な仕事を実施するためにこのような体制をとっているものをご理解ください。</p>
10.	<p>指針(案)18ページについて</p> <p>一貫して市民福祉に関して記述があるが、その前提となる経済的自立に関しての記述が少ない。商工会議所は、経済的な面での改善発達により福祉の向上を目指してきた。今後まちづくり等に関して市民協働を具体的に実践していく。</p>	<p>本指針において、すべての団体の活動を網羅できなかったため、直接には触れることができず、申し訳ありませんが、商工会議所が担ってこられたこれまでの活動につきましては、非常にありがたく感じているところでございます。今後も、本市のまちづくりにおける市民協働の取り組みにご協力を賜りたいと存じます。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>11. 地域産業団体及び企業との協働のあり方について</p> <p>市民協働の指針(案)には、地域産業団体及び企業との協働のあり方について記述が希薄。産業団体の構成員は、営利目的の企業であるが、団体組織は本来非営利であり、市民活動団体と同様の特性をもつ。特に商工会議所は、産業団体のほとんどをその会員とし、商店会、地域住民、行政等と「まちづくり、地域活性化」に取り組み、いわば協働の先駆的存在と考える。ぜひ、地域組織の一員として記述されたい。</p>	<p>本指針におきましては、すべての団体について記載することは不可能であることから、一部の団体を例示するにとどめ、具体的には記載しておりませんでした。当然、地域の産業団体や企業も市民協働の主体としての地域組織の一員と考えております。今回のご指摘に基づき、市民協働の定義における「あらゆる主体」のうち「市民」の説明のなかで経済・産業団体を例示することといたします。</p>
	<p>12. 一市民の協働との関わり方について</p> <p>市民協働の指針(案)では、市民協働を市民活動団体の活動と捉えているのでは。団体に属さない単なる一市民に、どのように市民協働の担い手になってもらうのかが見えてこない。</p>	<p>今回の指針(案)にもありますとおり、本市では、市民協働の担い手は「あらゆる主体」と定義し、そのなかに市民個人も含めております。個人がどのように市民協働の担い手として活動できるのかということにつきましては、ケースバイケースで様々な取り組み方法があると思いますが、たとえば市民協働課の行政パートナーになって活動していただくという方法もあります。指針(案)にもありますとおり、市民協働の推進には、市民協働に関する理解と実践の繰り返しが重要であると考えており、市民の皆さんや職員の一人ひとりに、市民協働の意識を持ってもらえるよう、取り組んでまいりたいと考えております。</p>
	<p>13. 指針(案)13～14ページについて</p> <p>「2. 市民協働に関する環境づくり」などにおいて、市民活動を支える担い手の育成が述べられているが、指針(案)全体として、ボランティア団体やNPOを中心とした連携が述べられている感がある。市民一人ひとりが自分の生活の中で「協働意識」を醸成することが大切と考える。</p>	
	<p>14. 指針策定の背景について</p> <p>1. 社会的背景 1) 地方分権と自治体の自立 今後、少子・高齢化をはじめとして、地域を取り巻く課題はますます多様化し、複雑化する。 2) より効果的で効率的な公共サービスの提供が求められる。総合的な見直しを図るため「自助」「共助」「公助」により問題解決となっているが、多くの市民(個人)は行政に信託している。</p>	<p>今回お示した指針(案)において、本市における市民協働に関する定義を明らかにし、その中で、市民協働の担い手を「あらゆる主体」と表現し、その中でも「市民」については、個人、団体など「多様な主体」としております。すべての団体について記載することは不可能であることから、一部の団体を例示するにとどめ、具体的には記載しておりませんでした。当然、商工会議所もこの主体と考えております。今回のご指摘に基づき、市民協働の定義における「あらゆる主体」のうち「市民」の説明のなかで経済・産業団体を例示することといたします。</p>
	<p>15. 指針策定の背景について</p> <p>2. 地域的背景 「市民活動に関する市民及び市民活動団体意識調査」において市民(個人)＝回収率36%、市民活動団体＝回収率60.1%であり、市民個人の関心・意識は低い。 今後、市民と行政が一体になって「市民福祉の向上」への地域参加と言っているが、多くの市民は行政に信託している。指針(案)に記述の市民との協働とは、NPO等市民活動団体との「市民との連携」と思われる。商工会議所、企業団体、企業が社会貢献活動を推進できる位置づけを明瞭にすべき。</p>	
	<p>16. 市民の領域について</p> <p>市民の領域については、個人と個人が形成する組織・団体とは区分すべきと考える。</p>	<p>本指針においては、市民の領域における各主体には、個人や団体があり、その主体としての団体も基盤には個人単位の存在があって、各主体間を超えて立場が変わるなどしながら横断的に連携して支え合う関係を築いていくところが重要と捉えておりますのでご理解願いたいと存じます。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
2	17. 文章の書き方について 文章の書き方で、気になる部分の訂正意見	ご指摘ありがとうございます。再度推敲の上、必要に応じて表現を改めさせていただきます。
3	18. 公共サービスの維持について 指針(案)に記載の公共サービスを維持する意見	
4	19. 生き生きとしたふれあいの都市ふなばしについて ・ランタンフェスティバルを開催してはどうか。 ・メールマガジンを配信してはどうか。 ・「27(フナ)」という数字を船橋市民のシンボルナンバーとした、全市民参加のイベントや、キャッチコピーに活用したエコ活動等を開催してはどうか。	ご指摘の事柄につきましては、今後、市民協働のまちづくりを推進する上で参考にさせていただきます。